

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の一部改正にかかる経過及び今後の予定

【令和5年度】

- 6月26日、7月10日 大阪府人権施策推進審議会（第44回、第45回）
- 条例改正（案）について、諮問・答申（参考資料1）
- 8月1日～30日 条例改正（案）について、パブリックコメント実施
- 個人・団体計7者から40件の意見提出（参考資料2）
- 9月21日～10月20日 9月定例府議会へ改正条例（案）提出・可決（参考資料3）
- 10月30日 改正条例公布（参考資料4）
- 公布日施行（一部規定は、令和6年4月1日施行）

11月10日 大阪府人権施策推進審議会（第46回）

- 部会の設置、部会長及び部会委員等の指名 他

11月から1月 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会開催（3回程度）

- 削除要請等にかかる基本的考え方について、諮問・答申

2月 基本的考え方について、パブリックコメント実施

3月 基本的考え方の制定・周知

【令和6年度】

4月1日 改正条例全面施行